

奈良県告示第百八十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

平成二十九年九月一日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
坪内 優宜	医療法人田北会田北病院	大和郡山市城南町二番一三号	外科（ぼうこう又は直腸機能障害）	平成二十九年八月二十一日
上野 正闘	地方独立行政法人奈良県立病院機構奈良県西和医療センター	生駒郡三郷町三室一丁目一四番一六号	外科（ぼうこう又は直腸機能障害）	平成二十九年八月二十一日
多羅尾 光	医療法人郁慈会服部記念病院	北葛城郡上牧町大字上牧字薬師山四二四四番地	外科（ぼうこう又は直腸機能障害）	平成二十九年八月二十一日
蜂須賀 崇	社会福祉法人恩賜財団済生会御所病院	御所市大字三室二〇番地	外科（ぼうこう又は直腸機能障害）	平成二十九年八月二十一日
久下 博之	奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町八四〇番地	消化器外科（ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害）	平成二十九年八月二十一日

